

第8章

障害者を主たる労働力とするベトナムの経済主体

——国際経済参入期の適応に向けた営み——

寺本 実

はじめに

2000年7月13日、米越通商協定が締結された。同協定が発効する2週間前の2001年11月27日には党政治局が国際経済参入に関する決議を出し、対外経済関係の拡大に向けた国内的対応も正式に行われることになった⁽¹⁾。2007年1月7日には加盟申請以来10年以上の時を経てWTO加盟を果たし、ベトナムの国際経済参入の流れはいっそう本格化した⁽²⁾。これによりビジネス機会の増大が見込まれるものの、他方で輸入増大などによる国内産業への影響も懸念されている。

こうした状況下、「社会的『弱者』とされる障害者を主たる労働力とする経済主体」（以下、「障害者を主たる労働者とする経済主体」）は、どのような制度環境に置かれ、どのように生き残りを図ろうとしているのだろうか。現在のベトナムでは「民が豊かで、国が強く、公平、民主的で文明的な社会」の建設が目標として掲げられており（Van Phong Trung Uong Dang Cong San Viet Nam [2006: 38-39]）、社会福祉的な要素を含む同経済主体について考察することも地域研究の立場からベトナム経済の発展段階を再評価しようという本研究会の設立趣旨に合致していると考えられる。

先行文献としては Nghiem Xuan Tue [2007]、Tran Vinh Quang [2008]、寺

本 [2007, 2008] がある。しかし、本章で取り上げる制度環境の変容や本格的な国際経済参入期における同経済主体の経営戦略に焦点を当てた論考は、管見の限りではまだ見られない⁽³⁾。

本章の構成は以下のとおりである。第1節で「障害者を主たる労働力とする経済主体」がどのような経済主体であるのか説明し、同経済主体が享受し得る優遇制度について見る。第2節では同制度がどのように変容を遂げて現在に至っているかを検討する。そして、現地調査にもとづき、続く第3節で同経済主体の実態、第4節で国際経済参入期における同経済主体の基本的な経営戦略について考え、最後の結びにつなげることにしたい。

第1節 「障害者を主たる労働力とする経済主体」⁽⁴⁾

最初に本章で「障害者を主たる労働力とする経済主体」と呼称する経済主体の定義について述べるとともに、同経済主体が享受し得るとされる優遇制度について見ることにしたい。

1. 「障害者を主たる労働力とする経済主体」とは

本節では「障害者を主たる労働力とする経済主体」の定義を検討しておきたい。ここで「障害者を主たる労働力とする経済主体」と呼ぶのは、後述する政府議定に記された「障害者のための職業教育基礎」(co so day nghe danh rieng cho nguai tan tat)⁽⁵⁾、「障害者のための生産・経営基礎」(co so san xuat kinh doanh danh rieng cho nguai lao dong la nguai tan tat)、「法定雇用率を超える障害者を雇用する企業」(doanh nghiep nhan lao dong la nguai tan tat cao hon ty le quy dinh)とそれに準ずる経済主体を指す⁽⁶⁾。

ここで政府議定とは、1995年11月23日に出された「労働者である障害者に関する労働法の若干条項執行のための細則・指導について定めた政府議定

81」(以下、政府議定81)と2004年4月23日に出された「労働者である障害者に関する労働法の若干条項執行のための細則・指導について定めた政府議定81の若干の修正・補充のための政府議定116」(以下、政府議定116)のことである⁽⁷⁾。

まず、ここで「障害者」とは「障害を引き起こした原因による区別なく、さまざまな障害の形の下で表れた、身体あるいは機能の一部あるいは多くの部分が欠けていることにより、労働能力の21%以上が衰退した状態にあることが、医科査定評議会(Hoi dong giam dinh y khoa)あるいは管轄を有する医療機関により、保健省の規程に従って確認された人」を指す⁽⁸⁾。

「障害者のための職業教育基礎」⁽⁹⁾については次の要件が定められている。ひとつは「法律の規定に従い、障害者に対し職業技術を訓練、再訓練、補習するために、国家、組織、個人によって設立された学校、センターを含む」こと、2つには「少なくとも障害者である学び手が常に70%を超えなければならない」こと、の以上2点である。まとめれば、「障害者のための職業教育基礎」とは、「少なくとも障害者である学び手が常に70%を超える、法律の規定に従い、障害者に対し職業技術を訓練、再訓練、補習するために、国家、組織、個人によって設立された学校、センター」ということになる。

次に「障害者のための生産・経営基礎」については、「法律の規定に従って設立された国有企業、民間企業、会社、合作社、生産組である」としたうえで、以下の条件を満たさなければならないとされている。ひとつは「労働者の51%以上が障害者である」こと、2つには「障害者である労働者にふさわしい規則または条例を有する」こと、の2点である。まとめれば、「障害者のための生産・経営基礎」とは「労働者の51%以上が障害者であり、障害を有する労働者にふさわしい規則または条例を有する、法律の規定に従って設立された国有企業、民間企業、会社、合作社、生産組」ということになる。

最後の「法定雇用率を超える障害者を雇用する企業」については、文字どおり法定雇用率を超える障害者を雇用している企業を指す。障害者の法定雇用率は電力、冶金、化学、地質、測量地図、石油・ガス、鉱床開発、鉱山物

開発、インフラ建設、運輸の分野で2%、そのほかの部門では3%となっている¹⁰⁾。分母となるのは当該企業の月平均労働者総数である。

2. 「障害者を主たる労働力とする経済主体」を取り巻く制度

本項では、「障害者を主たる労働力とする経済主体」を取り巻く制度環境について優遇制度を中心にみる。これについては、政府議定81、政府議定116、および政府議定81と同116の執行を指導するために2005年5月19日に出された労働・傷病兵・社会問題省、財政省、計画投資省による合同通知19（以下、合同通知19）に基本的な内容が記されている¹¹⁾。以下、前項であげたそれぞれの主体ごとに見ていくことにしたい¹²⁾。

(1) 「障害者のための職業教育基礎」

活動開始後12カ月を経た「障害者のための職業教育基礎」は以下の優遇措置を享受することができる¹³⁾とされる。

ひとつには、「障害者のための職業教育基礎」は「障害者雇用基金」(Quy vief lam danh cho nguoi tan tat)¹³⁾から補助金を支給される。ここでの補助金支給の目的は、①障害を持つ労働者のための職業技術を訓練、再訓練、補習する、②職業教育インフラの拡充、受入れ障害者数の増加、設立当初の物質的・技術的インフラの整備のために設備を購入する、の2つとされる¹⁴⁾。

2つには、職業教育活動の維持・拡大のために「障害者雇用基金」から資金の借入を検討される¹⁵⁾。

3つには、生産組織を有する「障害者のための職業教育基礎」については、後述する「障害者のための生産・経営基礎」が享受するのと同様の政策を享受することができる。

4つには、国家によって発展を保護・奨励され、設立に好ましい場 (dia diem) を優先的に供給され、技術投資を支援される。また、現行税法の規定に従い、税を免除もしくは軽減される。

5つには、国家から財産の管理・使用を任される⁽¹⁶⁾。

(2) 「障害者のための生産・経営基礎」

次に、「障害者のための生産・経営基礎」については活動開始後6カ月を経たものは以下の優遇措置を享受することができる⁽¹⁷⁾とされる。

ひとつは、設備を刷新・補充し、障害者の雇用を拡充するために生産を拡大・発展させる計画がある場合、また、当初の物質的、技術的なインフラを築く際に、「障害者雇用基金」から補助金を支給される⁽¹⁷⁾。

2つには、「障害者雇用基金」と「社会政策銀行」⁽¹⁸⁾の飢餓撲滅・貧困緩和、雇用創出のための財源からの借入れを検討される。同資金の使用目的は、生産・経営を維持拡大し、障害者の雇用増大を図ることとされる⁽¹⁹⁾。

3つには、障害者に対する職業訓練・職業技術の向上に取り組む、あるいは国家によって訓練の費用が支給されていない学校・職業教育センターへ障害者を派遣する「障害者のための生産・経営基礎」については、経費の一部補助を検討される。

4つには、国家によって発展を保護・奨励され、「障害者のための生産・経営基礎」設立のために好ましい場を優先的に供給され、技術、工芸の刷新・改善のための投資を支援される。また、税法と各実行指導文書の規定に従って税を免除もしくは軽減される。

5つには、国家から財産の管理・使用を任される⁽²⁰⁾。

(3) 「法定雇用率を超える障害者を雇用する企業」

最後に、「法定雇用率を超える障害者を雇用する企業」については、次のような優遇制度が定められている。

経営が困難に直面した場合、あるいは管轄する行政レベルによって承認された生産発展計画を有する際には、支援政策を受けられるか、あるいは「障害者雇用基金」から資金を借りることができる⁽²¹⁾。

政府議定にもとづいて本章で「障害者を主たる労働力とする経済主体」と呼ぶ経済主体の定義とそれぞれの主体が享受しえる優遇制度について述べてきた。

本節第2項で見たことから、制度の目的は同経済主体の支援、振興と障害者雇用の推進にあると考えられる。そして、同経済主体に対する制度は、ひとつには、「障害者雇用基金」からの補助金支給、2つには「障害者雇用基金」、「社会政策銀行」からの資金の貸出し、3つには使用地の優先的提供もしくは貸出し、4つには各種税の免除もしくは軽減、の以上の柱で構成されていると見ることができる。

第2節 「障害者を主たる労働力とする経済主体」を取り巻く制度環境の変容

前節では「障害者を主たる労働力とする経済主体」が享受できると法文上定められている基本的な制度について見たが、本節では同制度の変容に注目する。具体的作業としては1995年11月に出された政府議定81が、2004年4月に出された政府議定116でどのように修正・補充されたのかをまず検討する。

2000年7月に米越通商協定を締結し、2001年12月には同協定が発効した。そして、2001年11月には党政治局が国際経済参入に関する決議を出し、対外経済関係の拡大に向けた国内の対応も本格化している。こうしたことから、1995年に出された政府議定81が、すでに国際経済参入が本格化している2004年に出された政府議定116においてどのように修正・補充されたかを見ることで、環境変化に対する制度的適応の一側面が理解できるのではないかと考えられる²²⁾。

そして、文言上は整備されているものの、実施面で課題を抱えていることを指摘したうえで、先に見た基本制度の十全な機能の発揮に向けた新たな施策として、2008年4月24日に出された「障害を持つ労働者のための生産・経

営基礎に対する国家の補助政策に関する首相決定51」(以下、首相決定51)について検討することにしたい。

1. 制度環境の変容

まず本項では政府議定81が、政府議定116でどのように修正・補充されたかを見る。両議定を分析、比較した結果、変化のポイントはおもに次の事項であることが確認できた。

(1)障害を持つ労働者に対する定義の具体化、(2)認定条件としての労働者数規定の撤廃、(3)財源から「雇用に関する国家基金」(Quy quoc gia ve viec lam)²³を除外、(4)資金の貸出機関として「社会政策銀行」を追加、(5)学費減免と職業訓練中の社会扶助の提供における省庁間の役割分担の変更、(6)政府議定81の13条第1項の内容差し替え、(7)企業による「障害者雇用基金」に対する納付金に関する記述の具体化、(8)執行指導責任を持つ省庁に保健省を追加、の以上8点である。

それでは、それぞれについて少し具体的に見ていくことにしたい。

ひとつめの「障害を持つ労働者に対する定義の具体化」については、政府議定81では、同議定が対象とする障害者について「労働能力が21%以上衰退したことが医科査定評議会によって確認された人」と定めていた。これが政府議定116では「障害を引き起こした原因による区別なく、さまざまな障害の形の下で表れた、身体あるいは機能の一部あるいは多くの部分が欠けていることにより、労働能力の21%以上が失われた状態にあることが、医科査定評議会あるいは管轄を有する医療機関により、保健省の規程に従って確認された人」という形で具体化された。

「障害を引き起こした原因…により」の部分までは1998年に制定された障害者法令における障害者の定義がつけ加えられ、さらに障害状況の判断を担う機関として「管轄を有する医療機関」が新たにつけ加えられたのである。障害者に関する定義が具体化されても、労働能力の衰退率を21%以上とする

判定基準が変化していない以上、根幹は維持されている。しかし査定機関が新たにつけ加えられたことは、少なくとも査定条件を緩和する方向にあることを意味すると考えられる。

2つめの「認定条件としての労働者数規定の撤廃」については、政府議定81では「障害者のための生産・経営基礎」について「10人以上の労働者が在籍し、障害者である労働者が51%以上を占める」ことがひとつの要件とされていた。この「10人以上」という労働者数に関する規定が政府議定116では削除されたのである。これによって、より小さい規模の基礎も認定の対象とされることになった。

3つめの「財源から『雇用に関する国家基金』を除外」については、政府議定81では「障害者雇用基金」の財源として、①地方予算、②法定雇用率を充足していない企業からの納付金、③国内外の組織・個人からの支援、④そのほかの歳入源、に加え「雇用に関する国家基金」があげられていた。しかし、政府議定116における修正により、同基金は財源から除かれることになった。財源の減少が「障害者雇用基金」にとって積極的意義を持つとは考えづらい。しかし、見方を変えれば、「障害者雇用基金」は「雇用に関する国家基金」から独立した一機関としての位置づけを与えられたことになる。

4つめの「資金の貸出機関として社会政策銀行を追加」については、政府議定81では「障害者のための生産・経営基礎」の優遇条件による資金調達先として「障害者雇用基金」があげられているのみであった。しかし、政府議定116ではこれに「社会政策銀行」がつけ加えられ、その飢餓撲滅・貧困緩和、雇用創出向けの財源から優遇利率で資金を借り入れることが可能とされた。「障害者雇用基金」は地方各省に設立されることが決められているが、後で見ると実際にはまだ設立されていない地方が大半を占める。そのため、すでに活動実績がある「社会政策銀行」を新たな借入先として補充することで、対応を図ろうとしたものと考えられる。

5つめの「学費減免と職業訓練中の社会扶助の提供における省庁間の役割分担の変更」については、政府議定81では一定条件を満たす障害者の人たち

が職業技術を学ぶ際の学費減免、受講中の生活費支給における具体的指導について、教育・訓練省が労働・傷病兵・社会問題省、財政省と協力して実施することになっていた。それが政府議定116では、教育・訓練省が外され、労働・傷病兵・社会問題省が主となる責任を負いつつ、財政省と協力して実施する形に変更された。

障害者問題における主管庁は労働・傷病兵・社会問題省であり、同省が障害者の職業教育においてもイニチアチブを発揮する体制が整えられたといえよう。

6つめの「政府議定81の13条第1項の内容差し替え」については、政府議定81の13条第1項では、職業技術を学ぶ障害者を受け入れる基礎は、経営収入税の軽減を財政省の規定に従って検討されることになっていた。しかし、政府議定116ではこの減税措置に代えて、「障害者に対する短期職業訓練支援のための経費一部負担」について定められることになった。そして労働・傷病兵・社会問題省が主となる責任を負いつつ関連機関とともに実施することとされた。減税措置の実行にともなう手続きの煩雑さを避け、短期職業訓練にターゲットを絞ることで、より実行しやすかつ効果的に施策遂行が行いえる形を整えたのではないかと考えられる。

7つめの「企業による『障害者雇用基金』に対する納付金に関する記述の具体化」については、政府議定81では法定雇用率の未充足企業による「障害者雇用基金」への納付金は労働・傷病兵・社会問題省、財政省の規定に従って納入する旨が明記されているにすぎなかった。しかし、政府議定116では納入金額について「国家により定められた最低賃金の額に法定雇用率を満たすうえで不足している人数を乗じた金額」を納付することが明記された。同内容は、政府議定81の執行指導のために1998年に出された労働・傷病兵・社会問題省、財政省、計画投資省による合同通知にすでに盛り込まれていたものである。しかし、明記されている文書が各省庁の合同通知のレベルから政府の議定レベルに引き上げられたことは、同規定の位置づけが強化されたことを意味すると考えられる。

最後の「執行指導責任を持つ省庁に保健省を追加」については、政府議定81では同議定に責任を負う省庁として、労働・傷病兵・社会問題省、財政省、計画投資省が執行指導の責任を負うことが定められていた。これに対し政府議定116では保健省がつけ加えられた。障害者の問題に医療・保健分野は深くかかわっている。同省の責任官庁への追加は政府議定81、政府議定116の効果的实施のうえで意義を持っていると考えられる。

「障害者を主たる労働力とする経済主体」が享受できると定められている基本制度の変容を、1995年11月に出された政府議定81が2004年4月に出された政府議定116でどのように修正・補充されたかを通して見てきた。

上記の点を総合的に判断すれば、「障害者のための生産・経営基礎」として認定されるための要件から労働者数の規定が削除され、制度運営の財源に「社会政策銀行」が追加されるなど、変化の全体的な方向性としては、制度の普及・浸透に向けた条件の緩和やその十全な機能発揮に向けての修正・補充が施されたと考えられる。

2. 制度の問題点

(1) 「障害者雇用基金」

これまで政府議定81、政府議定116の内容について見てきた。しかし、両政府議定はまだ必ずしも十全に実行されていない。大きな原因のひとつに「障害者雇用基金」の問題がある (Nghiem Xuan Tue [2007: 3], Tran Vinh Quang [2008], 寺本 [2008: 200, 209])。先に見た各種優遇制度の財政基盤を支える「障害者雇用基金」は、省・中央直轄市の人民委員会委員長により設立が決定され、省級人民委員会に属する専門機関である労働・傷病兵・社会問題局局長によって管理されることになっている。しかし本稿執筆時の現状では、同基金が設立されている省は10に満たず (Bui Viet Bao [2007: 5], Nghiem Xuan Tue [2007: 3], Tran Vinh Quang [2008])²⁴、しかもすべてが定められたと

おりに運営され、機能しているわけではない。

こうした状況を引き起こしている原因としては、次の点をあげることができる。

ひとつには、同基金に対する企業による義務の遂行を監視・検察する機関がないこと（Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi KhoaXI [2006: 42-43]）、2つには、経済成長を最優先とし、かつさまざまな問題に同時的に取り組まなければならない状況にベトナムは置かれており、関連各機関が同制度を実施する余裕がないこと、3つにはほとんどの地方がまだ同制度の実行に相当の関心がなく、そのため、指導が欠けており、中央機関もまだ実行を督促していないこと（Bui Viet Bao [2007: 5]）、4つには、発展途上にあるベトナムの対応力にまだ限界がある状況下における、現実的な意味での「障害者福祉」の優先順位の問題など、である。

企業が法定雇用率を充足できないことにもなって発生する納付金支払い義務の遂行状況は、当然のこととはいえその受け皿となる「障害者雇用基金」の状況と類似した状況にある。

第2節で見た諸制度の財政基盤を支えることが想定されている「障害者雇用基金」の上述のような状況は、制度の十全な実行を妨げる大きな原因のひとつとなっていると考えられる。

(2) 新しい施策

前項で見た状況の下、制度の十全な機能の発揮に向けて、新たな施策として2008年4月24日に首相決定51が出された。

首相決定51では、ひとつには税制面での優遇、2つには「社会政策銀行」からの資金の借入れについて方針が示されている。以下、その内容を見てみることにしたい。

まず税制面での優遇については、①生産・経営・サービス活動からの収入に対する企業収入税の免除、輸出品（繊維・衣料品除く）の経営活動については2011年まで企業収入税を免除、②土地使用金の納入を免除することなど

が定められた²⁵⁾。

2つめの「社会政策銀行」からの資金借入に関連しては、①貸出条件として、障害者雇用の安定、障害者雇用の増加を目的とした投資のために資金の借入れが必要な経営基礎であることなどが定められた。②貸出金利については、(a)「社会政策銀行」の雇用解決財源から借入れを行うほかの借り手に対する貸出金利の50%、(b)貸出期限を過ぎた負債に対する貸出金利については、期限内の130%とすることが定められた。③貸出限度については、当該生産・経営基礎が自己資金、ほかの合法的資金源を使用した後の投資・生産計画における不足分を借り入れることができること、ひとつの計画に対する貸出限度は計画により雇用される障害者数に依拠し、雇用する労働者1人あたり3000万ドンを超えないこととされた。④貸出期間については、「社会政策銀行」からの雇用解決財源から資金を借り入れる際に適用される現行規定に従うと定められている。

なお、この決定の実行、展開、監視には、財政省、労働・傷病兵・社会問題省、計画投資省、「社会政策銀行」、省級人民委員会、「ベトナム障害者生産・経営協会」(Hiep hoi san xuat kinh doanh cua nguoi tan tat = VABED)²⁶⁾がかかわることになっており、財政省が同首相決定の展開、実行の検査・監視のために関連機関と協力しつつ主たる責任を負うとされている。

以上が首相決定51のおもな内容である。おもな特徴をまとめれば、ひとつには「障害者雇用基金」がまだ十全に役割を果たし得る段階に至っていない状況の下、中心的な資金の貸出機関として「社会政策銀行」を前面に押し出していること²⁷⁾、2つには、従来の政府議定では責任官庁の冒頭に労働・傷病兵・社会問題省が列挙されていたが、同首相決定では財政省が主管庁に位置づけられていること、をあげることができる。

総合的に判断すれば、第2節で見た「障害者を主たる労働力とする経済主体」に対する基本制度の財源問題について打開の方向性を示し、同首相決定遂行上の主管庁を財政省とすることで、整備された文言上の制度の実行度を高めることを目的としたものだと考えられる。

第3節 「障害者を主たる労働力とする経済主体」の実態

これまでおもに制度環境について見てきたが、本節では「障害者を主たる労働力とする経済主体」の実態について考えたい。本章の冒頭で記したとおり先行文献としては Nghiem Xuan Tue [2007], Tran Vinh Quang [2008], 寺本 [2007, 2008] があるが、具体的な統計データ、実態ともにまだ明らかになっていないのが現状である。全体の数字に言及のある数少ない文献である Nghiem Xuan Tue [2007: 2], Tran Vinh Quang [2008] によれば、障害者の生産・経営・サービス基礎 (co so san xuat, kinh doanh va dich vu cua khuyet tat)²⁸⁾ はベトナム全国で400超存在し、約2万人超の障害者が働いている。また、2003年9月に同基礎の振興を目的として設立された非営利組織である VABED の会員数は、Tran Vinh Quang [2008] によれば同協会活動5年間で当初の113基礎から283基礎に増加しており、うち58基礎が職業教育の機能を有するという²⁹⁾。

なお、本節は、2008年11月2～12日にホーチミン市で実施した現地調査にもとづく。ホーチミン市を調査地として選択した理由は、ハノイの経済開発も急ピッチで進んでいるものの、なおベトナム経済の中心地であり、国際経済参入期のベトナム経済の特徴がほかの地に先立って観察できるのではないかと考えた故である。

調査形態としては「南部持続可能な発展研究所」(Vien Phat Trien Ben Vung Vung Nam Bo)³⁰⁾のご協力を得て、経営側を対象として調査票にもとづく訪問調査を行った。実際には、筆者と調査協力者の計2人で各基礎を訪問して話をうかがい、生産、労働の現場を見せていただくよう心がけた³¹⁾。調査実施上の役割分担としては、調査票への書き込みは筆者が基本的に行うようにし、問いかけ役についてはその場の状況に応じて柔軟に対応する形をとった。

ここでは、実際の活動に営利追求の要素を含む15の基礎が考察の対象である³²⁾。具体的には、1. 経営者、2. 規模、3. 設立年、4. 生業、5. 国

からの扶助の受給状況をそれぞれ見たうえで、最後に具体的イメージを示すために若干の事例をまとめることにしたい。

1. 経営者

まず最初に、対象とする15の基礎の経営者はすべてベトナム人であった。これらのうち、7基礎で障害者自身が経営に当たっている。この7人は皆、設立者でもある。属性としては国家経済1基礎、非国家経済14基礎（民間経済8基礎、個人経済6基礎）となっている³³。非国家経済が多数を占めるという結果は、寺本〔2008: 201-202〕と同様のものである。そして、障害を持つ経営者については、自身の経験にもとづき、障害者が職業技術を身につけること、就職先を確保することの重要性を強調する傾向が見られた。

2. 規模

ここでは労働者数³⁴と法定資本金についてその規模を見る。

まず労働者数については30人以下のものが11基礎あり、このうち5基礎が10人以下のものである。他方、50人以上の労働者を抱えるものが4基礎あった。このうち2基礎は100人超、1基礎は1000人超の労働者が在籍する。

法定資本金については、応答が得られた13基礎において、5000万ドン以下（2008年11月12日時点で1米ドル=1万6496ドン）が5基礎、1億～7億ドンに5基礎、10億ドンを超えるもの3基礎という分布となっている³⁵。

したがって、労働者数、法定資本額ともに規模は多様だといえる。しかし、労働者数では30人以下が73.3%、法定資本金については5000万ドン以下が33.3%、1億ドン以下が53.3%を占める状況から考えれば、総じて規模は大きくないと見ることができると思われる。こうした傾向は寺本〔2008: 203-205〕で見られたものと同様である。

3. 設立時期

設立時期³⁶⁾については、1995年以前に設立されたものが2基礎、1996～2000年が2基礎、2001～2005年が7基礎、2006～2008年が4基礎となっている。したがって、2001年以降に正式に登録されたものが73.3%を占めることになる。2001～2005年に設立されたものが最も多いことについては、寺本[2008: 202-203]でも同様の傾向が確認されている。

実は2001～2005年に設立された7基礎のうち3つの基礎はそれぞれ1990年、1994年、1998年に非公式に活動を開始していたものである。このうち2基礎は海外との取引を視野に入れているか、実際に取引を行っている。同時期にこれらの基礎を正式登録に踏みきらせた背景には、企業の許認可に必要な書類を減らすなど、企業設立手続きを簡素化した企業法が2000年1月1日に発効していることに加え、米越通商協定が2001年12月に発効したことが影響しているのではないかと推測される。

また、「障害者を主たる労働力とする経済主体」に対する優遇制度が適用されることを見込んで設立された基礎、設立後に障害者雇用の強化に努めているものの中には存在する。まだ必ずしも十全に実行されてないとはいえ、障害者雇用の促進という観点から見れば同制度の整備は効果を発揮している側面があると考えられる。

4. 生業

生業については、製品の生産・販売に従事するものが13基礎、サービスに従事するものが2基礎という内訳となった。生産品の具体的内訳（複数回答）は、繊維・縫製品関連7基礎、名刺・グリーティングカード2基礎、タバコ1基礎、機械1基礎、美術工芸品2基礎、造花1基礎、カラオケなどオーディオ機器1基礎、ガスコンロ1基礎となっている。サービスに従事する基礎

については、ともに視覚障害者によるマッサージである。

モノ作りに従事する基礎が多く、分野も多様であることがわかる。モノ作りに従事する基礎では障害を持つ労働者はおもに生産部門で勤務している。以上の傾向は寺本 [2008: 202] で見られたのと同様である。

なお、調査時点で国内市場のみを対象としているものが11基礎（2つのマッサージ所を含む）、残る4基礎は国内市場・海外市場の両方を対象としていた。

国内市場を対象とするものの中には、比較的所得の低い労働者や農民にターゲットを絞りを、国内に100を超える代理店網を築いて製品の販売に取り組んでいるものが2基礎存在した。ともに自社製品の品質に自信を持っており、ガスコンロを製作する基礎では外国製品を購入し研究に余念がなく、もうひとつのカラオケ機器などオーディオ製品を製造する基礎についてはISO9001（2000年版）の認証を受けている。

5. 国からの扶助

各基礎の国の優遇制度の受給状況はどうなっているのだろうか。これについては、「受けていない」が10基礎、「受けている」と応答したものが5基礎という結果となった。調査対象中66.7%の基礎がまだ優遇制度の適用を受けていない状況ということになる。

この5基礎が受けている優遇制度の内容については（複数回答）、企業収入税の免除4基礎、法的側面2基礎、職業訓練受講時の当該労働者に対する扶助金の支給2基礎、資金貸出し1基礎、という内訳となっている。この中で、これらの各種制度をほとんど網羅的に受けている基礎はひとつのみであった。

国による優遇制度の適用を受けていないとする基礎が多数を占める状況は、第2節第2項の分析でも示唆されているが、寺本 [2008: 208] でも同様の結果が出ている。したがって、国によって定められた優遇政策は必ずしもま

だ十全に実行に移されていない状況にあると考えられる。

6. 事例³⁷⁾

最後に「障害者を主たる労働者とする経済主体」について少しでも具体的なイメージをつかみやすくするため、若干の事例をまとめておきたい（文中敬称略）。

(1) 「障害者のための職業教育基礎」：Vの事例

Vは1999年に設立された「障害者のための職業教育基礎」であり、繊維・縫製品の製作に従事している。設立者であり経営者であるL（女性、非障害者）の自宅脇に平屋の作業所が建てられている。これまでに100人を超える障害者に縫製技術を教えてきた。在籍者はおもに聴覚障害者、若干の孤児であり、時期により異動があるものの、平均で約25人ぐらいである。設立資金はLの自己資金のほか、市教育・訓練局、奨学会³⁸⁾から借り入れた。借入金はすでに返済し、現在は「社会政策銀行」から運営資金を借り入れている。企業収入税の納入も免除されている³⁹⁾。そのほか、在籍する一定の条件を満たす新規訓練生は期限付きの公的扶助金を受給している。

2001年12月の米越通商協定の発効を受けて、市場の需要を満たすために市場に対する観察を強化、投資増を図り、エプロンや鍋つかみなどの製品多様化を図った。社会からの理解、支援も経営上の重要な要素だという。

また、2007年1月のWTO加盟以降はより品質に気をつけるようにしている。そして2008年4月からは2001年のホーチミン市内のスーパーとの契約に続き、新たに北部で2軒、南部で2軒のスーパーと納品契約を結ぶことができたとのことであった。

在籍者に対しては技術的な進歩を願っており、品質に対する消費者の信頼を勝ちえたことが、経営の広がりにつながったとLは考えている。しかし、実際にはそれだけでなく、写真入りカラーチラシを作成して製品に関する広

告活動も行っている。

なお、現在の作業スペースは手狭になってきており、将来的には2階の増設を検討している。

(2) 「障害者のための生産・経営基礎」：Pの事例

布製、木製の子供玩具などのデザイン、製作に従事するPは「障害者のための生産・経営基礎」である。正式には2004年に活動を始め、現在は海外輸出にも取り組んでいる。人通りがそれほど多くない通りに立つごく普通の家屋の2階にオフィスはある。設立者であり経営者であるT（女性、運動障害者）は事業の拡大に意欲的で、正式な労働者は10人に満たないものの、契約労働者などを活用し調査時点で600品以上の製品を扱っている。設立資金は自己資金でまかなった。

国からの優遇制度としては企業収入税の納入が免除されている。資金の借入れについてはまだ優遇措置の適用を受けておらず、将来的に資金調達面で不安を抱える。

2001年12月の米越通商協定の発効後はウェブサイトを通して各国からの注文が増えた。2007年1月のWTO正式加盟以降はいつそうウェブサイトを通じた広告活動に力を入れ、継続的に市場拡大に努めている。また、Tは新たな製品作りに役立てるため、現在大学院で商品デザインを学んでいる。

労働者には、ひとつにはより効率的な労働、2つには技術的進歩を望んでいる。

(3) 「障害者のための生産・経営基礎」：Aの事例

Aは名刺、カードなどの製作に従事している。2001年に設立され、民家が立ち並ぶ細い路地にある。飲料水を販売する店の奥に作業場があった。労働者は6人ということであった。訪問時には設立者であり経営者であるH（男性、運動障害者）だけがいた。

設立後半年以上経た後、米越通商協定が発効したが、2007年1月のWTO

加盟後ともに競争の激しさを感じており、財政的にも人材的にも多くの困難に直面している。コンピュータ、新機器が導入されたほかの基礎と競うためには、敷地を拡充するとともに新たな設備投資を行う必要がある。しかし、資金不足でそれはできない。現状では手作業を中心とする仕事を継続していかなければならない公算が強い。国からの優遇制度は何ら得られていない。状況に対応するため、儉約に努め、労働者数の削減などを行っている。労働者には我慢を求めている。

(4) 「定められた比率よりも多くの障害者を雇用している企業」：Nの事例
Nは衣料品の生産、プリンティングなどを手がけている。設立者であり経営者であるP（男性、非障害者）が中心となって同社を育ててきた。1987年に労働者5～6人の作業所から始め、2002年に株式会社に移行した。障害者雇用プログラムには2005年から取り組む。労働者数は調査時点で100人を超えており、「障害者のための生産・経営基礎」に認定されるために必要な51%に満たないものの、半数近い労働者が障害者である。アメリカから最新式のプリント用機械を導入するなど意欲的に経営に取り組んでいる。筆者の訪問時にはちょうど工場正面でカナダ向けに輸出するTシャツの梱包作業をしている最中であり、工場隣の敷地では職業教育センターの建設が進められていた。

国からの特別な優遇措置の適用は受けていない。資金の借入れについても同様である。

2001年12月の米越通商協定発効の際には、投資増を図り、製品の多様化、生産工程の機械化、技術の向上に努めた。そして、2007年1月のWTO加盟後はさらに投資増を図り、職業教育センターの建設、いっそうの生産工程の機械化推進に取り組んでいる。

労働者に望んでいることは、企業との団結と技術的進歩ということであった。

以上、1. 経営者、2. 規模、3. 設立年、4. 生業、5. 国からの扶助の受給状況をそれぞれ検討したうえで、イメージをつかみやすくするために若干の事例をまとめてきた。上記の作業を通して析出できる「障害者を主たる労働力とする経済主体」の像は、およそ次のようなものと思われる。

設立数においては非国家経済に属するものが大半を占める。経営規模については、零細なものから大規模なものに至るまで多様であるが、総じて規模は大きくない。生業としては生産・販売、サービス部門に従事しており、モノ作りに従事するものが相当数を占める。その中でほとんどの障害者は実際にモノを作る部門で働いている。後者の代表は視覚障害者によるマッサージであった。また、国内市場を対象とするものが多数を占めるが、海外に市場を求めているものの中には存在する。国からの優遇制度の適用をまだ受けていないものが多数を占めることから、独自の経済力・ネットワーク力にもとづいて、これらの経済主体が経営を行っている部分大きい⁴⁰⁾。

第4節 「障害者を主たる労働力とする経済主体」の経営戦略

前節に続き、ベトナム南部の中心都市であるホーチミン市で実施した現地調査の結果にもとづいて本節でも見ていくことにしたい⁴¹⁾。今回の調査では、国際経済参入期にあるベトナムの経済社会環境における、「障害者を主たる労働力とする経済主体」の状況への適応に向けた営みを理解するため、次の2つの時期を調査のポイントとして選択した。すなわち、ひとつには米越通商協定が発効した2001年12月以降、2つめにはベトナムがWTO加盟に正式加盟した2007年1月以降、である。両時期ともにベトナムの国際経済参入において大きな節目であり、前者で本格化した国際経済参入が後者でさらに推し進められている。

ここではまず米越通商協定発効以降の状況認識と経営戦略、次にWTO加盟以降の状況認識と経営戦略について見る。そして、これらに加え、グロー

バル化・市場経済⁴²の時代に生き残るために同経営者たちが労働者に何を求めているかについて見ることで、国際経済参入期にあるベトナムにおいて同経済主体がどのように適応し、生き残りを図ろうとしているのかについて考えることにしたい。

1. 米越通商協定発効以降の状況認識と経営戦略

この時期における「障害者を主たる労働力とする経済主体」の経営者の状況認識に関する調査結果は表1にまとめたとおりである。ここでは(1)生産状況、(2)経営状況、(3)経営収入、について調査を試みた。経営者の状況認識を直接問うたのは、(1)、(2)においてであるが、(1)、(2)ともに「より発展」、「より便利」という形で積極的にとらえている基礎数が、「より多くの競争」、「より多くの困難」という厳しい認識を示した基礎数を上回っているのがわかる。経営活動の結果である、(3)経営収入の面でも、(1)、(2)の状況認識の示す方向が示唆するように、「増加」している基礎が最多数を占めている。

この時点では、実際に利益の減少を経験する基礎もなく、各基礎は相対的に環境、状況の変化を積極的なものとして受け止めていたと考えられる。

次に経営戦略について見てみよう。この時期の経営戦略にかかわる設問に対する応答の結果を整理、まとめたのが表2である。ここでは応答の整理、総括区分として、(1)製品そのものにかかわる事項、(2)市場にかかわる事項、(3)生産過程、組織の整理・再編にかかわる事項、(4)投資にかかわる事項、(5)支援依頼にかかわる事項、の5点を設定した。

米越通商協定の発効という本格的な国際経済参入の時代を迎え、製品については多様化や品質向上を図ることで経営リスクの分散や競争力の向上を図り、市場に関連しては需要の把握に努めつつ商品の宣伝・広告活動に力を入れようとしていることが見て取れる。また、生産過程、組織の整理・再編に絡んでは、機械化の推進だけでなく、労働者の削減という方途までがあげられている。

表1 米越通商協定発効以降の状況認識（複数回答）

(1)生産状況	①「より発展」5, ②「より便利」2, ③「より多くの競争」3, ④「より多くの困難」1, ⑤「変化なし」1, ⑥「その他」7
(2)経営状況	①「より発展」6, ②「より便利」1, ③「より多くの競争」1, ④「より多くの困難」1, ⑤「変化なし」1, ⑥「その他」6
(3)経営収入	①「増加」6, ②「減少」0, ③「変化なし」3, ④「その他」6

(出所) 調査結果にもとづき筆者作成。

表2 米越通商協定発効以降の経営戦略（複数回答）

(1)製品そのものにかかわる事項	①「製品の多様化」3, ②「品質向上」1
(2)市場にかかわる事項	①「市場需要に対する観察強化」1, ②「ウェブサイトの上げなど宣伝・広告活動に力」2, ③「商標の発展」1
(3)生産過程、組織の整理・再編にかかわる事項	①「労働者の削減」1, ②「機械化」2
(4)投資にかかわる事項	直接言及した基礎4
(5)支援依頼にかかわる事項	①「社会からの支援を期待」1, ②「外国組織による支援を期待」1

(出所) 調査結果にもとづき筆者作成。

総じて見れば、(5)支援依頼にかかわる事項に分類した応答以外は、そのほかの経済主体からの応答だとしてもおかしくない性質のものだと考えられる。

2. WTO加盟以降の状況認識と経営戦略

当該時期における「障害者を主たる労働力とする経済主体」の経営者の状況認識について整理、まとめたのが表3である。ここでも(1)生産状況, (2)経営状況, (3)経営収入, について見ている。経営者の状況認識を直接問うた(1), (2)に注目していただきたい。先の米越通商協定発効以降の際とは逆に, (1), (2)ともに「より多くの競争」, 「より多くの困難」という厳しいとらえ方をしている基礎が, 「より発展」, 「より便利」という積極的な認識を示した基礎

表3 WTO加盟以降の状況認識（複数回答）

(1)生産状況	①「より発展」6, ②「より便利」2, ③「より多くの競争」4, ④「より多くの困難」4, ⑤「変化なし」2, ⑥「その他」1
(2)経営状況	①「より発展」5, ②「より便利」2, ③「より多くの競争」6, ④「より多くの困難」5, ⑤「変化なし」3, ⑥「その他」1
(3)経営収入	①「増加」6, ②「減少」5, ③「変化なし」3, ④「その他」1

（出所） 調査結果にもとづき筆者作成。

表4 WTO加盟以降の経営戦略（複数回答）

(1)製品そのものにかかわる事項	①「製品の多様化」2, ②「品質向上」1, ③「品質に注意」1, ④「他の製品生産に移行」1, ⑤「生産品モデルの検討」1
(2)市場にかかわる事項	①「市場需要に対する観察強化」1, ②「宣伝・広告活動に力」2, ③「ウェブサイトの立ち上げ」1, ④「商標の発展」1
(3)生産過程、組織の整理・再編にかかわる事項	①「生産過程の再研究」1, ②「機械化」2, ③「設備」1, ④「労働者削減」1, ⑤「経営分野の移行」1
(4)投資にかかわる事項	直接言及した基礎8
(5)支援依頼にかかわる事項	①「友人からの支援を期待」1, ②「国際組織からの支援を期待」1

（出所） 調査結果にもとづき筆者作成。

を合計数で上回る結果となった。

(3)経営収入についてはどうであろうか。これについても(1), (2)の結果が反映された形となっている。経営収入が増加したとする基礎の数は米越通商協定以降についてたずねた際と同数であったものの、経営収入が減少した基礎の数は先の0から5基礎に増えている。調査時点で赤字との応答があったのは3基礎であった。

2008年にはインフレが長引き、ベトナム全体の経済成長も2005～2007年まで続いた8%超の成長に若干ブレーキがかかり、最終的には6%台前半に落ち着いた⁽⁴³⁾。こうした状況下、スーパーと製品納入契約を結んでいるような

基礎でも、インフレにより原材料価格が上昇しても契約価格は変更されないため、実入りが減少するという状況に直面している。

次に経営戦略について見てみたい。応答を整理、まとめたのが表4である。

WTO 正式加盟というもはや後戻りのきかない国際経済参入の時代を迎え、製品については、品質向上や品質にさらに注意を払うことで顧客の確保をめざし、製品の多様化を図ることで経営リスクの分散に努めている。また新たな生産品への移行という前項では見られなかった選択も示されている。市場にかかわる事項では、市場状況に対する観察、分析の強化を図ることで需要の把握に努め、さらに宣伝・広告活動に力を入れようとしていることが見て取れる。また、生産過程、組織の整理・再編に絡んでは、機械化や労働者の削減という前項で見られた方途だけでなく、生産過程の見直しや経営分野の移行までが検討されている。なお、投資に直接言及した基礎は先に見た米越通商協定発効以降の4基礎から8基礎に増加している。

総じて見れば、前項と同様に、(5)支援依頼にかかわる事項に分類した応答以外は、そのほかの経済主体からの応答だとしても何らおかしくない性質のものだと考えられる。

3. グローバル化・市場経済の時代に生き残るために労働者に何を求めるか

本項では、「障害者を主たる労働力とする経済主体」の経営者側がグローバル化・市場経済の時代に生きのびていくために労働者に何を求めているのかを見てみたい。その応答を整理しまとめたのが表5である。応答は整理すると、(1)技術・スキルにかかわる事項、(2)労働姿勢にかかわる事項、の大きく2つに分けることができる。

ここで読み取れることはどういうことであろうか。まず職業技術に関連しては、技術レベルの向上と高度化に努めることを労働者に求めているのがわかる。次に勤務態度については、労働規律を守り、職場と団結しつつ、懸命に働くことを望んでいるものと考えられる。労働法では障害者の労働時間、

表5 グローバル化・市場経済化の時代に生き残るために労働者に何を求めるか
(複数回答)

(1)職業技術にかかわる事項	①「技術の再訓練」1, ②「技術の進歩」8, ③「高レベルの技術」2, ④「知識養成講座への参加」1
(2)勤務態度にかかわる事項	①「労働規律」2, ②「忍耐」1, ③「精力的」1, ④「ベストを尽くす」1, ⑤「より効率的に仕事」1, ⑥「職場での団結」2, ⑦「継続的に仕事」1

(出所) 調査結果にもとづき筆者作成。

超過勤務・深夜勤務が認められる条件が定められている。したがって、非障害者を雇用する際と雇用に際する条件は異なるのが前提であり、多くの応答者は「無理はさせられない」という前置きをしつつ上記の応答を行っている。

しかし、応答の内容自体はそのほかの経済主体からの応答だとしても何らおかしくない性質のものだと思われる。今回は労働者側の声を聞くことはできなかったが、障害を持つ労働者もやはり一定の「圧力」下で働いているものと推測される。

国際経済のグローバル化が進み、ベトナムの国際経済参入が本格化する中で、ベトナムの「障害者を主たる労働力とする経済主体」はいかに状況に適応しようとしているのかをホーチミン市における調査結果を通して考えてきた。本節第1, 2, 3項における考察にもとづいて、国際経済参入期の経済状況における同経済主体の経営戦略について考えると、以下のことが析出できると考えられる。

製品に関連しては、品質向上や品質にさらに注意を払うことで顧客の確保をめざし、製品の多様化を図ることで経営リスクの分散に努めている。また新たな生産品への移行という選択も考慮されている。市場に関連しては、市場に対する観察、分析の強化を図ることで需要の把握に努め、さらに宣伝・広告活動に力を入れようとしている。また、生産過程、組織の整理・再編に絡んでは、機械化、生産過程の見直しや経営分野の移行、痛みのともなう労

働者の削減も検討されている。そして、社会組織、外国組織などからの支援を受けることも選択肢の中に含まれている。

労働者に対しては、職業技術に関連して、技術レベルの向上、高度化に努めることを求め、勤務態度については、労働規律を守り、勤務する基礎と団結しつつ懸命に働くことを望んでいる。

おわりに

「数年後、より多くの困難に直面すると思いますか」との問いに今回調査対象とした15基礎のうち10の基礎で「はい」と答えている。

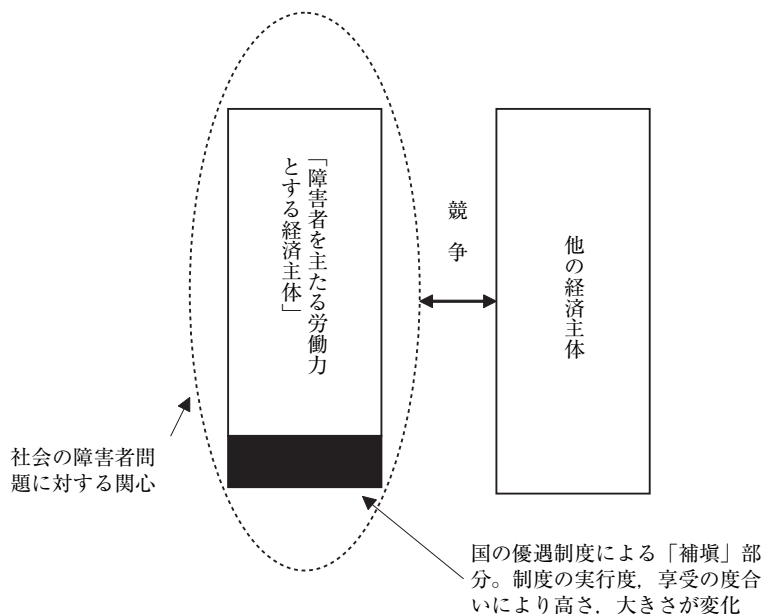
グローバル化が進む中で、ベトナムが国際経済参入を図り、国内経済の市場経済化がいつそう加速して、経済主体間の競争が激化する状況の下、「社会的『弱者』とされる障害者を主たる労働力とする経済主体」は、どのような制度環境に置かれ、どのように生き残りを図ろうとしているのだろうか。こうした問題関心から本課題を選択したのであった。

第1節では本章で「障害者を主たる労働力とする経済主体」とする経済主体について説明し、同経済主体が享受しえる優遇制度について見た。第2節では同経済主体を取り巻く制度環境の変容を跡づけ、第3節で同経済主体の実態について、続く第4節では国際経済参入期における同経済主体の基本的な経営戦略を考察した。

これまでの考察を下に本章執筆時点におけるベトナムの「障害者を主たる労働力とする経済主体」とほかの経済主体との関係を考えると、図1のようになると考えられる。

ベトナムの「障害者を主たる労働力とする経済主体」は制度規定上、ほかの経済主体が受けることができない優遇制度を享受できるとされている（黒塗り部分）。いわばほかの経済主体に対する競争力を「補填」される形が想定されている。しかし、この部分の高さ、大きさについては制度の実行度、

図1 障害者を主たる労働力とする経済主体と他の経済主体との関係



当該基礎の享受の程度によって可変である。また、2007年10月22日には国連障害者の権利条約に調印するなど、障害者問題に対する関心はベトナム国内で高まる傾向にあり、障害者雇用に配慮するこうした基礎については一定の社会的評価（点線部分）が期待でき、経営上有利に働くと考えられる。

第4節で見た生き残りのための経営戦略自体は、基本的には市場経済下で活動するほかの経済主体における経営戦略とさほど変わらないのではないかと考えられる。しかし、「障害者を主たる労働力とする経済主体」の活動を支援するために備えられたこの制度の実行度、享受の度合いがどのような形で推移し、上昇していくのかは、今後も同経済主体の経営戦略のあり方に影響を与える重要ファクターのひとつになる。

その制度環境については、少なくとも文言上は制度が整備されており、これらの経済主体を優遇し障害者の経済的自立や雇用の促進、能力の発揮を支

援し、促そうとの政府の方針を確認することができた。政府は制度の十全な実行に向けて動いており、ベトナムの経済・社会発展のレベル向上にともない、これらの経済主体を取り巻く制度の実行レベルは今後徐々に高まることが予想される。

しかし、現状では実施面でまだ多くの課題を抱えていることも確認された。制度運営の主要な財源となる「障害者雇用基金」は全国の地方各省によって設置されることが決められているものの、実際に設置されているのは本章執筆時点で10地方に満たない。政府はこれに代わり少なくとも当座は「社会政策銀行」を前面に出すことで対応を図ろうとしている。しかし、法定雇用率を満たせていない企業が支払い義務を負う納入金の受け皿となる「障害者雇用基金」が、全国の地方各省に設置され機能することは、制度本来の意義を満たし、安定的かつ持続的な制度運営を行うために必要だと考えられる。設立から活動が軌道に乗るまでの間、中央予算を財源のひとつとすることも一考の余地があるのではなかろうか。

ベトナム政府としても、同国が「民が豊かで、国が強く、公平、民主的で文明的な社会」の建設を目標として掲げ、同国がめざす「社会主義志向の市場経済」では、健全な競争制度が標榜され、各経済セクター、各生産・経営組織の力強い発展が重視されている以上、社会福祉的な要素を含む「障害者を主たる労働力とする経済主体」の振興、発展も、現実の政策上の優先順位はどうあれ、今後も重要課題のひとつにとどまると考えられる。

とはいえ、発展途上にあるベトナムは国づくりの最中であり、国全体の経済開発を含め、さまざまな課題に同時に直面している。いかに積極的な施策展開をめざそうとしても自ずとそこには意図せざる限界があることも否めない。

「障害者を主たる労働力とする経済主体」の多くは、少なくとも当座の間は、グローバル化や厳しさを増す経済競争の下、優遇制度のより十全な実施とその享受の時を待ちつつ、ほかの経済主体と大きく変わらない条件下で、日々経営されていくものと思われる⁴⁴⁾。

〔付記〕 本章の執筆にあたり、現地調査の実施の際、ベトナム社会科学院「南部持続可能な発展研究所」より便宜を賜った。インタビューに応じて下さった各基礎の皆様に対してとともに、記して感謝申し上げる。

〔注〕 _____

- (1) 同決議では国際経済参入は全人民の事業であり、その過程においてすべての潜在能力、経済セクターと全社会の力が発揮される必要があるとの方針が示されている。
- (2) 2007年10月22日に国連障害者の権利条約にベトナムも調印するなど、その流れは社会分野にも及んでいる。
- (3) 2009年2月20日の本研究会原稿提出日までの段階において。
- (4) 今回調査の対象とした「障害者を主たる労働力とする経済主体」は比較的新しいものが多い。しかし、Ban Dan [2008] は現在に至る障害者にかかわる企業の形成について「傷病兵の企業」(xi nghiep thuong binh) が源にあるとの見方を示している。すなわち、「1975年4月30日にサイゴンが陥落し、ベトナム戦争が終結した。それ以降、全国各地方の県から市・市社まで、傷病兵の企業が設立された。これらの企業は各級政府によって経費投資の対象として関心を持たれた。これらの企業は故郷に戻る帰還兵士の受け皿となり、傷兵に対する職業訓練の機会を与え、家族と自身の生活を自身でケアしていくことを助けた。時を経て帰還する兵の数が減ると、これらの企業は障害者や枯葉剤被災者が職業技術を学び、働くための信頼できる中核的場所になった」としている。しかし、本章にかかわる現地調査でこれに該当すると考えられるものは1976年に設立されたX社のみである。
- (5) 「基礎」(co so) という言葉は、言葉の意味としては「生産、仕事を直接実行する場所」という意味である。「障害者を主たる労働力とする経済主体」には、実際には作業所のような小規模のものから、国有企業も含まれるが、「生産、仕事を直接実行する場所」という含意に従い、本章では「基礎」という言葉を用いることにする。カッコ内のベトナム語呼称は政府議定に記された語をそのまま記している。
- (6) それぞれ初出の表記にもとづく。「障害者のための生産・経営基礎」については後に言及する合同通知19では co so san xuất kinh doanh danh riêng cho nguoi tan tat と記されている。また、「障害者のための生産・経営基礎」, 「障害者のための職業教育基礎」については日本という「作業施設」に重なる部分も多い。しかし、寺本 [2008] でも指摘したが、これらの経済主体の実態は多様である。

- (7) 労働法 (Bo Luat Lao Dong) に障害を持つ労働者に対する基本的方針、制度が示されている。同法を執行に移すために制定されたのがここで言及した政府議定であり、政府議定の内容と重なる部分が多い。そのためここではとくに言及しない。なお、ここであげた各経済主体については同法に定義は見出せない。
- (8) 医科査定評議会がいかなる組織なのか、症状の査定がどのようになされているのかはまだその内容をつかむことができていない。
- (9) 2007～2008年に実施した調査で対象とした「障害者のための職業教育基礎」は経営を支えるため、「障害者のための生産・経営基礎」と同様の活動を行っていた。後述するが、その場合制度上は「障害者のための職業教育基礎」は「障害者のための生産・経営基礎」と同様の制度を享受できる。
- (10) 日本における対民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）法定雇用率は1.8%、対国および地方公共団体（職員数48人以上の機関）については2.1%となっている（社会福祉士養成講座編集委員会編 [2006: 243]）。東京新聞の「生活図鑑」欄（2008年11月30日付）によれば、政府は「福祉から雇用」へとの方針にもとづき2013年までに障害者雇用者数を64万人とする計画を進めているものの、2008年の雇用率は1.59%と法定雇用率（1.8%）を下回っている。また、達成した企業の割合は44.9%で、未達成企業のうち障害者を雇用していない企業は62.9%を占めている。とくに中小企業における達成率が低いという。
- (11) 後で2008年4月24日に「障害を持つ労働者のための生産・経営基礎に対する国家の補助政策に関する首相決定51」が出されているが、今制度の基本をなしているのはあくまでも政府議定81、政府議定116だと考えられる。
- (12) そのほか、「障害者に対して職業教育を実施する計画を持つ職業教育基礎」(Co so day nghe co du an day nghe cho nguoi tan tat)、「障害を持つ労働者」に対する優遇制度が定められている。前者については職業教育と学習に資するために備品・設備を購入するため「障害者雇用基金」から資金を借りることができる。後者については労働能力が31～40%減退している者については学費を50%減額、労働能力が41%以上減退している者については学費納入免除、労働能力の41%が減退している者で、給与・生活費あるいは奨学金を受給していない者については国家予算から社会扶助を受けることができる、とされている。
- (13) 「障害者雇用基金」とは、「省・中央直轄市が設立に責任を持つ、障害者の職業技術学習、雇用創出支援などを目的とする基金」のことである。財源としては地方予算、企業からの納付金、国内外の組織・個人からの援助、その他の歳入源、が想定されている。
- (14) 補助額は毎年の職業教育発展計画、障害者数にもとづき、省級人民委員会

が決定する。

- (15) 金額・期限・利率は「社会政策銀行」の雇用創出・飢餓撲滅・貧困緩和向け財源からの貸出し現行規程に従う。
- (16) この中には合同通知19に定められた内容・目的に従った国家によって投資される財源、国内外の組織・個人による財源が含まれる。
- (17) 補助額については、省級人民委員会が生産・計画、雇用する障害者の人数にもとづいて決定する。
- (18) 1995年9月1日の国家銀行総裁決定により設立された「貧困者サービス銀行」(Ngan hang Phuc vu nguoi ngheo) をもとに2002年10月4日に首相決定によって設立が決められた、貧困者、政策対象者のための銀行。
- (19) 借入金額・期間・手続きについては社会政策銀行の現行規定に従って実行される。
- (20) この中には合同通知19に定められた内容・目的に従った国家によって投資される財源、国内外の組織・個人による財源が含まれる。
- (21) 補助額、借入額については、省級人民委員会の専門機関である労働・傷病兵・社会問題局が主導的に財政局、計画投資局(ともに専門機関)と協力し、省級人民委員会に承認を受けるために提議される。
- (22) 制度を修正・補充する必要があるとの判断に至るにはさまざまな要因が考えられようが、そういう判断がなされたのが当該時点であった以上、判断を促す要因のひとつとして、当時の経済社会環境も影響を与えていると考えられる。ここで「一側面」と付したのは、制度の変容を促すさまざまな要因の中のひとつとして上記の要素をとらえているためである。
- (23) 「雇用に関する国家基金」とは雇用サービスを組織する体系を発展させるために、国家予算などから設立されることが定められた基金。
- (24) Bui Viet Bao [2007: 5], Nghiem Xuan Tue [2007: 3] によれば8省で設立されており、うち3省では相対的に正しく運営されているが、残る5省ではより多くの問題を抱えている。また、Tran Vinh Quang [2008] によれば、「障害者雇用基金」が設立されているのは6省のみで、規定どおりに運営されているのは1省のみとしている。時系列で見れば、執筆時期が新しい Tran Vinh Quang [2008] で取り上げている設立省数が正しいのかもしれないが、その前に書かれたものより減っていることが気にかかる。
- (25) 土地使用金の支払い免除の間、土地使用権を抵当に入れること、寄贈、貸出不可などの条件が課される。
- (26) 2003年9月に「障害者の生産・経営・サービス基礎」の振興を目的として設立された非営利組織。
- (27) 政府議定116で「障害者雇用基金」に続く形で、「社会政策銀行」の飢餓撲滅・貧困緩和資金、雇用創出資金からの借り入れを検討される旨が定められ

ている。

- (28) 残念ながら定義は定かではないが、これらの著者は VABED の最高幹部であり、間違いなく本章における「障害者を主たる労働力とする経済主体」に関連していると考えられる。
- (29) 筆者が有する2003年の VABED の条例では会員には「管轄を有する級によって公認された障害者の生産・経営・サービス基礎である会員を含む」と記されている。
- (30) 前南部社会科学院。
- (31) このうち4つの基礎については状況の変化を見る手がかりとするため、2007年に続き再度調査を行っている。なお、アポイントの都合でひとつの基礎については喫茶店で待ち合わせてお話をうかがった。
- (32) 障害者雇用で有名なホーチミン市第1郡税支局や同市の職業訓練施設なども訪問、調査する機会を得たが、目的、活動の実践において営利の追求という要素が含まれていないため、ここでは分析の対象から外すことにした。
- (33) ここでの分類基準については本書序章に従う。
- (34) ここにおける「労働者」には「障害者のための職業教育基礎」で職芸を学んでいる人も含む。
- (35) 応答にもとづく。設立時と現時点の応答があったケースが1例あったが、設立時のものを使用している。
- (36) ここでは正式に登録された年次を採用している。
- (37) 匿名のうえ、概要を記すに止める。基本的に調査票、聞き取りにもとづき記す。
- (38) 奨学会 (Hoi khuyen hoc) はベトナムの社会組織のひとつ。
- (39) 聞き取りによれば、同税率は28%。
- (40) ホーチミン市におけるケーススタディを通じて得られた基本的な「像」であり、一般化するには他所での検証が必要となることはいうまでもない。しかし、まだその実態が明らかにされていない同主体に対する理解を深めるうえで、手がかりになると考えられる。
- (41) 2008年10月2～12日の日程でホーチミン市において実施した。必要な場合には、中間報告書で取り上げた2007年11月14～22日に同じくホーチミン市で行った調査結果も用いることにしたい。
- (42) ここでの「市場経済」には「経済競争のいっそうの激化」という点に重きを置いている。
- (43) Nhan Dan (January 1, 2009) によれば2008年におけるベトナムの経済成長率は6.23%。
- (44) 2007年に訪問調査を行った IT 関連企業は2001年に立ち上げたものの経営がうまくいかず、同年に越僑に売却された。売却前は障害を持つ労働者が20～

30%を占めていたがインタビュー時には3%ほどに減少した。また、2008年に訪問調査をする予定だったある基礎は経営状況が思わしくないとの理由で、訪問はキャンセルとなった。同経済主体の興隆と障害者雇用の進展を願っている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 社会福祉士養成講座編集委員会編 [2006] 『障害者福祉論』 中央法規出版。
 寺本実 [2007] 「ベトナムの障害者雇用——制度と現状——」（『世界の労働』第57巻第7号 44-50ページ）
 —— [2008] 「障害者を主たる労働力とするベトナムの経済主体」（坂田正三編「変容するベトナム経済と経済主体」調査研究報告書 アジア経済研究所 195-218ページ）。

<ベトナム語文献>

- Ban Dan [2008] “Doi Dieu Ghi Nhan Ve Day Nghe, Tao Viec Lam Cho NKT” [障害者に対する職業教育と雇用創出について認めるいくつかのこと], *Huong Nghiep & Hoa Nhap*, So5 [職業オリエンテーション&インテグレーション誌 第5号], p. 8.
 Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi [労働・傷病兵・社会問題省] [2005] *Niem Giam Thong Ke Lao Dong Thuong Binh Va Xa Hoi 2004* [労働・傷病兵・社会年鑑統計], Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi [労働・社会出版社].
 Bui Viet Bao [2007] “Dao Tao Va Viec Lam Doi Voi Nguoi Tan Tat” [障害者に対する訓練と雇用], Bao cao tai Hoi thao Chinh sach viec lam danh cho nguoi khuyet tat [障害者雇用政策ワークショップにおける報告].
 Nghiem Xuan Tue [2007] “Viec Lam Cua Nguoi Khuyet Tat Viet Nam Hien Nay” [現在のベトナム障害者の雇用], Bao cao tai Hoi thao Chinh sach viec lam danh cho nguoi khuyet tat.
 Nguyen Hai Huu [2008] “10nam Cong tac Tro giup Nguoi Tan Tat Va Nhung Van De Dat Ra” [障害者支援工作10年と生じた問題], *Tap chi Lao Dong VA Xa Hoi*, So333 [労働・社会誌 第333号].
 Tran Vinh Quang [2008] “Tao Viec Lam Cho Nguoi Khuyet tat” [障害者のための雇用創出], *Nhan Dan* [人民紙], November 26.
 Trung Tam Tin Hoc Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi [労働・傷病兵・社会問題

- 省情報センター] [2004] *Lao Dong-Viec Lam O Viet Nam 1996-2003* [1996～2003年のベトナムにおける労働・雇用], Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.
- [2005] *So Lieu Thong Ke Lao Dong-Viec Lam O Viet Nam 2004* [2004年のベトナムにおける労働・雇用統計数字資料], Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.
- Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI [第11期国会社会問題委員会] [2006] *Bao Cao Ket Qua Giam Sat Thuc Hien Chinh Sach, Phap luat Ve Nguoi Cao Tuoi, Nguoi Tan Tat, Dan So* [高齢者, 障害者, 人口に関する政策・法律の実行監視結果報告], Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa hoi.
- Van Phong Trung Uong Dang Cong San Viet Nam [ベトナム共産党中央事務局] [2006] *Ket Qua Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu X Dang Cong San Viet Nam* [ベトナム共産党第10回全国代表大会の結果], Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia [国家政治出版社].